

令和5年

第5回猪苗代町農業委員会定例総会会議録

令和5年5月19日開催

猪苗代町農業委員会

令和5年第5回猪苗代町農業委員会定例総会会議録

1. 日 時 令和5年5月19日（金） 午後7時00分

2. 場 所 猪苗代町農村環境改善センター 3階 農事研修室

3. 出席者

農業委員

1番 神田 忍	2番 渡部 清人	3番 佐賀 久人
4番 安達 壽人	5番 古川 悟	6番 鈴木 つや子
9番 渡部 悦子	10番 渡部 清美	11番 別府 昭男
12番 土屋 勇雄		

農地利用最適化推進委員

13番 笹岡 正人	15番 喜多見 貞雄	16番 古川 俊裕
19番 安部 寛一	21番 五十嵐 美春	22番 渡部 清昭
24番 阿部 莊一郎		

4. 事務局 局長 長谷川 勲 農地係長 佐藤 すずい 主事 渡部 善和

(開議時間：午後7時00分)

○議長（土屋勇雄 会長）

それでは、ただ今から令和5年 第5回猪苗代町農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の定例総会の招集につきましては、5月1日告示し、同日付で、農業委員及び関係する農地利用最適化推進委員に告知申し上げたところであります。

それでは、農業委員の出席状況を報告します。

在任委員数11名、欠員 1名のうち

出席委員 10名、欠席委員 1名

欠席委員は、8番 渡部 大助 委員であります。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数以上の出席がありますので、本総会は成立いたしました。

次に、農地利用最適化推進委員の出席状況を報告します。

在任委員数12名のうち、招集告知を申し上げた委員は、8名であります。

出席委員 7名、欠席委員 1名

欠席委員は、14番 五十嵐 勇夫 委員であります。

委員の皆様に申し上げます。

各議案の審議の際、調査員としての報告、または、補足説明を求められた場合は、挙手のうえ発言をお願いします。

また、調査員でない委員の方であっても、審議の際の発言は可能でありますので、その際は挙手をお願いします。

なお、推進委員の皆様には表決権がございませんので、採決には参加できません。あらかじめご了承ください。

次に、猪苗代町農業委員会総会 会議規則第18条により、議事録署名委員を、2名指名したいと思います。議長において、指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、

2番 渡部 清人 委員

9番 渡部 悦子 委員

の2名を指名いたします。

次に、審議の方法について、お諮りいたします。本日の提出議案については、議案ごと一括して上程し、逐次審議することとし、採決は挙手による方法といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

本日の提出議案は、

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第21号 農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 農用地の買入協議の要請について

議案第23号 農地等の利用の適正化の推進に関する指針の変更について

議案第24号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

以上、5件であります。

○議長 (土屋勇雄 会長)

それでは始めに、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 (佐藤 農地係長)

議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請 (所有権移転)」について説明いたします。

この議案は、農業委員会の許可の適否を決定したいので審議をお願いするものであります。

2頁をご覧ください。

No.1の譲渡人は、〇〇の〇〇 〇〇、譲受人は、〇〇の〇〇 〇〇で、大字〇〇字〇〇
2番 外1筆 田 5,903 m²を、10 a 当たり 660,000 円で、売買するものであります。

No.2の譲渡人は、〇〇の〇〇 〇〇（共有地の持分 82 分の 1）で、譲受人は 〇〇の〇〇
〇〇で、大字〇〇字〇〇69番1 外 田 8筆と畑 1筆 計 5,055 m²の持分 82 分の 1 を、
無償で、贈与するものであります。

No.3の譲渡人は、〇〇の〇〇 〇〇、譲受人は、〇〇の〇〇 〇〇で、大字〇〇字〇〇
4番1 外1筆 田 2,984 m²を、10 a 当たり 600,000 円で、売買するものであります。

譲受人の経営状況等は、議案書記載のとおりであります。

なお、この案件につきましては、申請書としての形式的要件を備えておりますので、事務局
として受理し、担当地区の推進委員の方に調査書に基づく調査をお願いし提案しております。
以上であります。

○議長（土屋勇雄 会長）

事務局の説明が終わりましたので、No.1の調査員であります15番 喜多見 貞雄 推進委
員に報告を求めます。

○調査報告（喜多見貞雄 推進委員）

No.1について、令和5年5月6日、申請人 〇〇 〇〇 氏の自宅に電話し、調査書に基づ
く調査を実施したので、報告します。

本申請の譲渡人 〇〇 〇〇 氏は、資金を必要とし、また生前に所有農地を処分したいと
の意向で、該当農地を現在耕作している 〇〇 〇〇 氏へ売買により所有権移転する運びと
なったものであります。

申請に対する調査の結果としましては、〇〇 氏は、認定農業者であり、農機具の保有状況や
周辺地域との調和要件等から適切に農地の維持管理ができ、許可の要件を満たしていると思わ
れますので、報告します。

○議長（土屋勇雄 会長）

3番 佐賀 久人 農業委員に申し上げます。
調査報告に補足があればお願いします。

○3番（佐賀久人 農業委員）

私からは、特に補足することはありません。

○議長（土屋勇雄 会長）

調査報告が終わりましたので、No.1の審議を行います。
調査結果は、許可の要件を満たしているとのことであります。
意見、討論、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、採決を行います。
議案第20号のNo.1について、申請のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

挙手全員であります。

よって、議案第20号のNo.1は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（土屋勇雄 会長）

次に、No.2の調査員であります19番 安部 寛一 推進委員に報告を求めます。

○19番（安部寛一 推進委員）

No.2について、令和5年5月7日、申請人 ○○ ○○ 氏の自宅を訪問し、調査書に基づ
く調査を実施したので、報告します。

本申請の対象農地9筆は、集落の共有地であり、譲渡人の ○○ ○○ 氏は、土地改良法の
換地処分と相続により持分82分の1を所有しましたが、生前に持分を処分したいとの意向で、
該当農地を同じく持分所有している ○○ ○○ 氏へ、持分全部を贈与する運びとなったも
のであります。

申請に対する調査の結果としましては、○○氏は、農作業に常時従事することができると
ともに、機械の保有状況や周辺地域との調和要件等、許可の要件を満たしていると思われま
すので、報告します。

○議長（土屋勇雄 会長）

本件の担当農業委員は、私であります、特に補足することはありません。

○議長（土屋勇雄 会長）

調査報告が終わりましたので、No.2の審議を行います。
調査結果は、許可の要件を満たしているとのことであります。
意見、討論、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、採決を行います。

議案第20号のNo.2について、申請のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第20号のNo.2は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（土屋勇雄 会長）

次に、No.3の調査員であります15番 喜多見 貞雄 推進委員に報告を求めます。

○15番（喜多見貞雄 推進委員）

No.3について、令和5年5月6日、申請人 ○○ ○○ 氏の自宅を訪問し、調査書に基づく調査を実施したので、報告します。

本申請の譲渡人は、先程のNo.1と同じ ○○ ○○ 氏で、資金を必要とし、また生前に所有農地を処分したいとの意向で、該当農地を現在耕作している ○○ ○○ 氏へ売買により所有権移転する運びとなったものであります。

申請に対する調査の結果としましては、○○氏は、認定農業者であり、農機具の保有状況や周辺地域との調和要件等から適切に農地の維持管理ができ、許可の要件を満たしていると思われまますので、報告します。

○議長（土屋勇雄 会長）

3番 佐賀 久人 農業委員に申し上げます。

調査報告に補足があればお願いします。

○3番（佐賀久人 農業委員）

私からは、特に補足することはありません。

○議長（土屋勇雄 会長）

調査報告が終わりましたので、No.3の審議を行います。

調査結果は、許可の要件を満たしているとのことであります。

意見、討論、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、採決を行います。

議案第20号のNo.3について、申請のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第20号のNo.3は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（土屋勇雄 会長）

それでは次に、議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○事務局（佐藤 農地係長）

議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

この議案は、猪苗代町長から農業委員会の決定を求められたので審議をお願いするもの
あります。

5頁をご覧ください。

個人間の相対による利用権設定であります。

No.1は、〇〇の〇〇 〇〇が 〇〇の〇〇 〇〇に 田5筆8,660㎡を 期間9年
10a 当たり 10,000 円で

No.2は、〇〇の〇〇 〇〇が 〇〇の〇〇 〇〇に 田1筆 5,378㎡を 期間4年 10a
当たり 15,000 円で

No.3は、〇〇の〇〇 〇〇が 〇〇の〇〇 〇〇に 田5筆 10,691㎡を 期間9年
10a 当たり 10,000 円で

No.4は、〇〇の〇〇 〇〇 法定相続人 〇〇 〇〇 外4名が 〇〇の〇〇 〇〇に
田3筆 5,238㎡を 期間4年 10a 当たり 13,500 円で”

それぞれ貸し付けるものであります。

次に7頁をご覧ください。

農地中間管理事業の公社買入れ分であります。

No.1の譲渡人は、〇〇の〇〇 〇〇であり、大字〇〇字〇〇44番 田 1筆 905㎡
を 10a 当たり 250,000 円で

No.2の譲渡人は、〇〇の〇〇 〇〇であり、字〇〇6番 外1筆 田 1,992㎡を 10a
当たり 126,000 円で

No.3の譲渡人は、〇〇の〇〇 〇〇であり、大字〇〇字〇〇23番 田 1筆 1,966㎡を
10a 当たり 200,000 円で

No.4の譲渡人は、〇〇の〇〇 〇〇であり、大字〇〇字〇〇22番 田 1筆 3,879㎡を
10a 当たり 200,000 円で

No.5の譲渡人は、〇〇の〇〇 〇〇であり、大字〇〇字〇〇2番 外1筆 田 4,696 m²を
10 a 当たり 200,000 円で

それぞれ、公社が買入れるものであります。

次に9頁をご覧ください。

農地中間管理事業の機構借入れ分であります。

No.1は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 1筆 3,868 m²を 期間6年 10 a 当たり 13,500 円で
〇〇の〇〇 〇〇に

No.2は、〇〇の〇〇 〇〇の 畑 3筆 2,423 m²を 期間10年 無償で 〇〇の〇〇
〇〇に

No.3は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 1筆 6,729 m²を 期間10年 10 a 当たり 15,000 円で
〇〇の〇〇 〇〇に

No.4は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 1筆 1,473 m²を 期間10年 10 a 当たり 15,000 円で
〇〇の〇〇 〇〇に

No.5は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 8筆と畑1筆 16,234 m²を 期間6年 10 a 当たり
無償、5,400 円、13,000 円で 〇〇の〇〇 〇〇に

No.6は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 3筆 5,929 m²を 期間6年 10 a 当たり 5,400 円で
〇〇の〇〇 〇〇に

No.7は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 2筆 2,215 m²を 期間6年 10 a 当たり 13,000 円で
〇〇の〇〇 〇〇に

No.8は、〇〇の〇〇 〇〇 法定相続人 〇〇 〇〇 外1名 の 田 5筆 8,286 m²を
期間11年 10 a 当たり 2,000 円で 〇〇の〇〇 〇〇に

No.9は、〇〇の〇〇 〇〇 法定相続人 〇〇 〇〇 外1名 の 田 1筆 527 m²を
期間10年 10 a 当たり 12,000 円で 〇〇の〇〇 〇〇に

No.10は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 9筆 25,113 m²を 期間10年 10 a 当たり 12,400 円
で 〇〇の〇〇 〇〇に

No.11は、〇〇の〇〇 〇〇の 田 9筆 35,749 m²を 期間6年 10 a 当たり 16,000 円
で 〇〇の〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇に

それぞれ、公社が借受け、借受者に貸し付けるものであります。

次に、14頁から17頁は、これと同じ内容の公社貸付分であり、議案書記載のとおりであります。

なお、この案件につきましては、申請者の申請に基づき、町が作成した「農用地利用集積計画書」について、利用権設定案件については、担当地区の推進委員の方に調査票に基づく調査をお願いし、また、公社売買の所有権移転案件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の方に、農用地利用調整会議への立会いをお願いし、提案しております。

以上であります。

○議長（土屋勇雄 会長）

事務局の説明が終わりましたので審議を行います。
意見、討論、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、採決を行います。

議案第21号について、原案のとおり決するに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

○議長（土屋勇雄 会長）

それでは次に、議案第22号「農用地の買入協議の要請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○事務局（渡部 農地係員）

19頁をご覧ください。

議案第22号「農用地の買入協議の要請について」ご説明いたします。

この議案は、旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく農用地の買入協議の要請について、審議をお願いするものであります。

まず、初めに買入協議制度の説明をさせていただき、その後、議案の説明をいたします。

農業委員会は、当該農用地が所有権移転に係るものであり、当該農用地の所有者と農地中間管理機構を含めた調整を行いますが、その調整が整わず、認定農業者に対して集積ができないと判断される場合に、総会の議決を経て、猪苗代町長に対し買入協議の実施を要請し、町長の通知により買入協議を実施するというものであります。

では、今回の議案の説明をいたします。

No.1の申出人は、〇〇の〇〇 〇〇で、申請農地は大字〇〇字〇〇105番 外2筆 田
25,481 m²であります。

買入協議の要請理由ですが、申出人より、対象農地の売買について相談があり、福島県農業振興公社と利用調整を行いました。が、価格で折り合わず不調に終わった案件に対し、本農地は優良農地であり、認定農業者への誘導が必要である為、買入協議を要請するものであります。以上であります。

○議長（土屋勇雄 会長）

事務局の説明が終わりましたので審議を行います。
意見、討論、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、採決を行います。
議案第22号について、原案のとおり決するに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。
よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

○議長（土屋勇雄 会長）

それでは次に、議案第23号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○事務局（佐藤 農地係長）

議案第23号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」説明いたします。
この議案は、農業委員会等に関する法律第7条の規定により、下記のとおり指針の変更を定めたいので審議をお願いするものであります。

21頁をご覧ください。

農業委員会等に関する法律の改正法が、平成28年4月に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられました。

これにより、平成29年8月に猪苗代町農業委員会の指針を審議し策定しており、令和4年7月には、この指針の策定から5年が経過したことから、現状及び目標年度の面積等数値の変更について、審議し改定しております。

では、今回の変更についてご説明いたします。

令和5年4月1日の法改正により、農業経営基盤強化促進計画が見直しとなり、従来の「人・農地プラン」から、「地域計画」の策定に変更されたことから、農業委員会における最適化活動の具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等について、変更するものであります。

なお、旧指針からの変更部分を赤字にて表示しておりますので、ご確認願います。また、それぞれの項目の現状及び目標年度の数値等につきましては、昨年7月の変更時の数字となっておりますが、管内の農地面積が、令和4年3月時点より既に10haほど減少しておりますので、それに伴いまして目標年度の農地面積及び担い手への農地利用集積率等が、若干変更となっております。

また、25頁の中程をご覧ください。

第3「地域計画」の目標を達成するための役割についてですが、

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認。
- ・農家への声掛け等による意向把握。
- ・「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング。
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ。
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力。

今後、猪苗代町農業委員会として、これらについて皆さんに担っていただく役割となりますので、ご確認いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（土屋勇雄 会長）

事務局の説明が終わりましたので審議を行います。

意見、討論、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり決するに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第23号については原案のとおり可決されました。

○議長（土屋勇雄 会長）

それでは次に、議案第24号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局（佐藤 農地係長）

議案第24号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」ご説明いたします。

毎年度、最適化活動の目標を設定し、その目標に対する点検・評価を行ったうえで、町ホームページ及び全国農業会議所のホームページにて、その内容を公表しておりますが、今年度より農業委員会定例会において承認のうえ、公表することとされたため、審議をお願いするものであります。

27頁をご覧ください。

I 猪苗代町農業委員会の状況について、令和5年4月1日現在の状況であります。

次に、28頁からは、

II 最適化活動の実施状況であります。

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①が現状及び課題、②が目標、③が実績となっております。

農業委員会の点検結果としましては、目標の集積面積を達成することが出来なかったが、今後も、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングにより、農地中間管理事業の活用に取り組むとともに、地域における農地の効率的かつ総合的な利用が図られるよう、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整に積極的に取り組む必要があります。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

同じく①が現状及び課題、②が目標、③が実績となっております。

農業委員会の点検結果としましては、解消目標面積については、令和3年度の緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を設定し、44.4%の解消実績となりました。

今後も、農地パトロールによる農地の見守り活動を徹底し、利用意向調査による所有者への働きかけや、非農地判断の実施等、遊休農地の解消に向けた活動を強化していく必要があります。

(3) 新規参入の促進

農業委員会の点検結果としましては、目標達成に向け、農政部局と連携し、地域農業活性化センターで随時相談に応じる等、新規就農者の掘り起こしを行いました。

今後も継続して、新たな担い手や新規就農者の獲得について、重点的に活動していく必要があります。

2 最適化活動の活動目標であります。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、

31頁(最後尾)をご覧ください。令和4年度1月当たり10日の目標を設定し、委員の皆さんに活動していただきましたが、ご提出いただきました活動記録簿の集計結果としましては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた方」が20名、「期待をやや下

回る結果となった方」が5名でありました。

皆様、お忙しい中最適化活動にご尽力いただきまして、ありがとうございました。

次に、32頁をご覧ください。

Ⅲ 事務の実施状況であります。

農業委員会として、1年間に行った許認可事務の集計結果となりますので詳細につきましては、各自ご確認いただきたいと思います。

説明は、以上であります。

○議長（土屋勇雄 会長）

事務局の説明が終わりましたので審議を行います。

意見、討論、質疑ございませんか。

○1番（神田忍 農業委員）

31頁の点検評価の結果についてお尋ねします。今ほどの説明で「目標に対して期待を下回る結果となった」と判定された方が5名との事でしたが、下回る結果のボーダーラインは、月10日という事でしょうか。

○事務局（佐藤 農地係長）

ご説明いたします。

皆様、お忙しい中最適化活動を行っていただき、活動記録簿の提出にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

今回の活動日数の目標値は、1月当たり10日としておりましたが、結果として10日の目標をクリアされた方は1人もいらっしゃいませんでした。

活動記録簿の集計において、段階を設けて振り分ける必要から、月平均の活動日数を求め、1日～5日未満と5日～10日未満、10日以上とにランク分けをして集計をさせていただいた結果、5日～10日未満の方が20名でしたので、これらの方を「目標に対して期待どおりの結果が得られた」とさせていただき、1日～5日未満の方が5名でしたので、これらの方を「目標に対して期待をやや下回る結果となった」と判定させていただきました。

○1番（神田忍 農業委員）

はい、了解しました。

○議長（土屋勇雄 会長）

その他、皆さんから意見、討論、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり決するに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第24号については原案のとおり可決されました。

○議長（土屋勇雄 会長）

以上で、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

○議長（土屋勇雄 会長）

それでは、これをもちまして、令和5年 第5回猪苗代町農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(閉会時間：午後7時35分)

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するため議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和 5年 5月19日

議 長 (会 長)

署 名 人

署 名 人